

富士市広告掲載に関する基準

1 趣旨

富士市広告掲載に関する指針に基づき、広告媒体への広告掲載の可否を判断する基準の細目について定めるものとする。

2 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に要領等を作成することができる。

3 規制業種又は事業者

次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 政治団体及び宗教団体
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い及び運勢判断に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で連鎖販売取引と規定される業種
- (16) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの

- (17) 市税を滞納しているもの
- (18) 前各号のいずれにも該当しない業種又は事業者であっても、現に社会問題となっているもの

4 掲載基準

次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内外の世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例や広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現

ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

5 ウェブサイトに関する基準

ウェブサイトへの広告に関しては、市のウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

他のウェブサイトを集합し、情報提供することを主たる目的とするウェブサイトであつて、指針及びこの基準その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うウェブサイトを開覧者にあつせんし、又は紹介しているものの広告は掲載しない。

6 施行期日

この基準は、平成21年1月1日から施行する。

この基準は、平成22年7月1日から施行する。

この基準は、平成23年1月1日から施行する。